

## 「治療済届」について

医師から幼稚園への登園の許可が出ましたら、下記の「治療済届」を切り取り、1枚ご記入の上、幼稚園へ提出下さい。

<b>治療済届</b>
組 名前 _____ 病名 _____
上記の病気を治療しておりましたが全快し、登園しても差し支えがないと医師から認められましたので、お届けします。
平成 年 月 日 保護者 印
柏 幼稚園 御中

<b>治療済届</b>
組 名前 _____ 病名 _____
上記の病気を治療しておりましたが全快し、登園しても差し支えがないと医師から認められましたので、お届けします。
平成 年 月 日 保護者 印
柏 幼稚園 御中

### 学校伝染病と出席停止（学校保健安全法施行規則第19条）

病 名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
百日咳	特有の咳（せき）が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで
麻 疹	解熱した後、3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 疹	発疹が消失するまで
水 痘 （みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後、2 日を経過するまで。

（平成 24 年 4 月 1 日変更）

伝染性紅斑(リンゴ病)と手足口病は、原則として登園してもよろしいのですが、発疹の程度、全身状態(発熱、全身倦怠、関節痛、口内炎など)によっては、お休みをお願いする場合があります。

伝染性膿痂疹(とびひ)では、顔、四肢、手足など肌が触れる部位に病巣がある場合、その部位を覆うなど処置をして下さい。症状があまりにもひどい場合には、お休みをお願いすることもあります。

詳細は、かかりつけの先生に相談し、その先生の指示に従って下さい。

